

6. 拠点形成の目的

概要 日本の企業社会のあり方を、**株式会社制度と金融・資本市場制度の基本構造**に遡って研究する。企業・市場・市民社会の三つのキーワードをあらゆる法分野が共有することで、新しい21世紀の法律学を創造する。そのためには法人・市場と人間との関係に関する**歴史的・思想的な理論研究**が不可欠である。また、法人の人權、経済活動と財産権、憲法の私人間適用といった憲法秩序との関係が必要である。日々変化する事象である企業と金融・資本市場法制を、民法を中心とする**伝統的な私法**が支えきれぬかという視点、さらには刑事法・労働法・環境法といった法制度が真に企業法制を担うものであるべきという視点が必要である。また、機動的な法の実現のための制裁手段や紛争処理のあり方を支える**手続法制ないしADRの研究**が必要である。そして現代における企業社会のあり方が集約されて問題となり、国家戦略ともなっている**知的財産法研究**を本拠点の研究環境に組み込み、これを特に重視する。企業法制と**経済・経営・会計**との内在的な関係について、研究交流を実施する。これらを踏まえて**具体的な制度論**について、世論をリードする提案を積極的に行なっていく。

本拠点研究の究極の目的 本拠点研究の究極の目的は、日本の経済の停滞を踏まえて、真に**安定的な経済システムを構築**することにある。そのために、株式会社制度の長い経験をもつ欧米の制度を比較研究しつつ、日本の企業法制、金融・資本市場法制を独自の理論研究に基づいて先端的な形で再構築することを試みる。それは、**欧米の制度の弱点を理論的に克服**する試みでもある。単に欧米の法制を導入するのではなく、企業法制、金融・資本市場法制はいかにあるべきかを、基礎理論研究をも踏まえて理論的に追求し、**普遍性のある法制モデルの構築**を目指す。経済の停滞を打開するために、単に規制緩和や経済活動の助成などの政策誘導の手法をとるのではなく、より根源的に**株式会社制度を使いこなすための法システムを創造**する。欧米の企業法制は、**会社不正と証券不正に対する戦い**とともに発展してきたが、そのような経験をもたない日本において、**健全な証券市場**と結びついた株式会社制度を理論的に構築する。**株式会社制度と資本市場制度の確立が一国の経済に対して有する重み**を十分に理解することなく、日本の市場活用型企業社会の形成は覚束ない。日本には、制度やルールのある方に正面から取り組む**独立系のシンクタンク**は存在せず、各種審議会も政府によって与えられた課題を検討することしかで

きない。本拠点プログラムは、社会構造の変革を伴うようなスケールで企業のあり方を問うという**21世紀の日本に課せられた最も困難な課題に果敢に挑戦**するものである。

期待される研究・教育の成果 本プログラムの成果として、**変容する企業社会**の将来のあり方について**基本的な制度設計の枠組み**が提示され、企業社会を将来にわたって分析する手法が確立する。その波及効果はきわめて広範に及び、**企業活動に対する国民の支持・信頼**を創造ないし取り戻し、**企業社会をより根本的に安定化・活性化**させていくことに繋がる。企業法システムを素材とすることによって、比較法・法思想・法社会学等の基礎法領域に新たな研究の課題を提供する。企業をめぐる基礎的・実践的な総合研究を通じて、欧米諸国との間に**共通の対話の基礎が確立**し、企業・経済活動の分野での**日本の国際的地位が高められる**。いたずらな日本特殊論を超えて、新たな共通の議論が可能となり、**日本と欧米との相互理解**が深まっていく。このことは、この分野に共通の悩みをもつアジア諸国との関係において、有用な法制モデルを提供することにつながり、**アジア諸国の法制整備**に直接貢献することが可能となる。

学術的または社会的な意義・波及効果等 本研究プログラムは、企業法制、金融・資本市場法制という複雑で流動的な法制度に習熟していない日本の企業社会が、企業活動の失敗とその後遺症に悩んでいるという現状を踏まえて、真に**安定した経済システムを構築**することを目指すものである。企業法制、金融・資本市場法制というシステムの経験は西欧では豊富であるが、非西欧国家日本がこの分野でどのように法制を創造し駆使していくかは、法学分野はもとより、**日本の社会構造**そのものを変えていく可能性をもつ**文明的**ともいえるテーマである。このことは、政治・経済・医療・福祉・労働・環境・災害対策等々、大きな改革を迫られている分野全体を通じて、従来の制度を見直し、新たな制度の構築を促す視点を提供する。

7. 研究実施計画

(1) 研究拠点の全体を**《企業法制と法創造》総合研究所**とし、研究所は**＜企業法制と法創造研究センター＞**と**＜知的財産法制研究センター＞**から成るものとして構成したが、その後前者は、基礎法研究部門、民事法研究部門、企業・資本市場法研究部門、刑事法研究部門、労働法研究部門、企業破綻法研究部門の六つの研究部門として活動した。この他に、経営・会計・監査研究部門が、商学研究科の研究者と法学研究者の交流部門として存置された。国際交流等については、**比較法研究所**が貴重なノウハウと実績を蓄積してきており、ここでの成果とネットワークを最大限活用する。

欧米における条文化されないルールや紛争解決システム等を探るために、海外への訪問研究を頻繁に実施し、また海外の研究者を招請し、国内外の研究機関等との共同研究を推進するなどして、この分野における研究をリードしていく。本研究計画はあらゆる法分野の各種横断的な研究を多数開催するものであるため、**運営体制についての透明性**を確保し、そのために役員会、四役会、企画責任者会議、事務担当者会議等を設置する。

(2) **＜知的財産法制研究センター＞**を特別に設置する趣旨は、すべての企業にとって不可欠な最重要戦略部門として位置付けられている知的財産保護法制が、西欧において、株式会社制度と同様の長い歴史を有しながら、近年に至って急速に重要性を高めている分野であることから、これを本プログラムの問題意識と一体の、いわばマイクロズム（縮図）と捉えることによる。アジア諸国との間にネットワークを構築し、世界レベルで具体的な紛争事例、判例等を容易に検索できるシステムを構築する。

(3) 年度別の研究実施計画

平成15年度：

総合研究所のホームページを立ち上げる。知的財産法制研究センターが主として活用するアジア諸国の研究機関との人的・物的ネットワークを構成する。

「企業と法・社会 - 基礎法学的研究」に関する外国人研究者とのシンポジウムを実施する。「法人の制裁に関する総合研究」に着手し、基礎研究部門と合同で、「法人・団体・企業の思想」に関する合同シンポジウム等を計画する。企業法等改正作業等に対し随時見解を示していく。

平成16年度：

「企業と法・社会 - 基礎法学的研究」に関する日独シンポジウムを開催する。企業法・金融資本市場法と民法の損害賠償理論との関係(市場に係る民事規定の調和)、民法の法人論・財団論・中間法人論と企業法との合同研究、制裁の多様化問題につき刑事法・訴訟法研究者との合同研究会、シンポジウム等を頻繁に開催する。知的財産法制研究センターにおいては、各国紛争事例の集積と各国語から英語への翻訳体制を整備・確立していく。

平成17年度：

「企業と法・社会 - 基礎法学的研究」に関する日仏シンポジウムを開催する。ローマ法・キリスト教に見る団体と人間観、啓蒙思想に見る団体観等の、思想・歴史研究者との合同研究を推進する。知的財産法制研究センターでは、紛争事例データベースを試動させるための準備作業を推進する。会計・監査・経営的観点との共同研究は本プロジェクト全体を通じて実施される。

平成18年度：

基礎理論研究部門では引き続き、一貫した問題意識に立って日米シンポジウムを実施する。その際にはアメリカ的自由の享受を可能とする法的総合力を探るという観点から具体的な提言に至る問題意識を重視する。紛争事例データベースを試動させ、その分析という力仕事を着実に実施する。企業法制と金融・資本市場法制全般に関する国際シンポジウムを頻繁に開催し、本拠点の問題意識を広く公表し、論議を喚起していく。

平成19年度：

日英シンポジウム、アジアシンポジウム等を積極的に開催する。知的財産法制研究センターは紛争事例データベースの成果を公表し、さらに総合国際シンポジウムを開催する。企業と金融資本市場法に関する5年間の研究成果を取りまとめ、本拠点の問題意識が、日本のこの分野における立法政策・法解釈のあり方にいかなる影響を与えるか、あるいは経営・会計・経済等の学問分野に対して本格的な制度論的観点を提供する。研究全体の成果は著作ないし叢書として公刊する。この間機関誌を刊行していく。

8. 教育実施計画

法学研究科博士後期課程(商学研究科等他研究科学生を含む)の学生を重要な研究の担い手、および運営の担い手として位置づけ、その研究活動を強力に支援する。なんといっても**新しい法理論創造の現場**でいつも新しい発想を追い求める創造性豊かな若手研究者を育成する。海外との研究企画、シンポジウムについては、若手研究者の提案等を積極的に実施に移し、海外研究者との連絡・交渉等にも従事させることで、第一線の研究活動を共に担う姿勢を求めていく。これら学生を助手・RAとして採用し、博士後期課程学生に対する研究奨励制度としてこれら学生の積極的な海外派遣を実施し、研究者としての感性を磨いていく。研究企画単位での定期的研究会に日本全土の若手研究者に出席の機会を提供する。大学院法学研究科(商学研究科等他研究科も含む)博士課程に、本拠点の構成メンバーが中心となって、企業法制的財産法制関係の講座を開設し、本拠点研究プログラムと協働して、企業法その他関連分野に関する学位論文の作成を指導する。

各研究企画が定期的実施する研究会には他大学の第一線の研究者が参加するが、**他大学の若手研究者**が定期的集まって研究会を行うことの意義はきわめて大きく、COEならではの充実した研究体制を構築できる。また、国内外の**他研究機関との研究協力関係**を大きく構築していき、共同研究等も活発に推進していく。

COEの設置母体である**大学院法学研究科**のカリキュラムのあり方、MD一貫性による若手研究者養成の追求、博士学位授与の増加等の施策を支援し、研究面で強く担っていく。すでに課程博士、留学生向けの学位授与については相当に柔軟な対応をする方向が確認されている。

RAないし後期課程在学学生に対して、COE研究奨励金を提供するが、その際には多くの学生に対して**短期海外研究**の可能性を多数提供する。その成果は研究ノート等の形での公表を義務づけるが、まずは海外経験を若いうちに積ませることを目標とする。

アジア諸国から修士課程および博士後期課程留学生を受け入れる体制を整備し、研究論文の本拠点機関誌への執筆資格を与え、学位論文の作成を支援する。本拠点は欧米の法制度を第三者的な目で評価し、新たな理論モデルを構築することでアジアに貢献するという

目標を有しており、例えば中国の立法機関等との研究交流の場にアジアからの留学生が研究者の一員としてまたは通訳として参加することの意義はきわめて大きい。

若手研究者養成は学部段階から研究者の道の可能性を伝えることから始める。COEの最先端の研究内容を学部一年生向け導入教育等に生かし、研究志望の学生を早い段階で育てる努力を行う。学部学生も法科大学院学生も、誰もが多数、多彩に開催される研究会、国際シンポジウム、講演会等に自由に参加できる道を最大に確保し、新しい学問創造の息吹に全学生が触れられる態勢を確保する。

本研究拠点は、日々変化する現象を対象とするものであり、様々な講座(オムニバス講座を含む)・講演会・シンポジウム・ワークショップを提供する際に、その成果を企業人の再教育にも積極的に活用するように工夫したい。

本拠点は、機関誌『企業法制と法創造』(年に4回の季刊)を発刊し、外国法制の紹介、現地調査の報告、理論研究、立法提言等のほか時局問題に対する見解も随時発表して行く。国際シンポジウムその他の重要な研究会、講演会等のやりとりは、できるだけ生の形で機関誌に掲載する。外国人を交えた多数からなるシンポジウムをそのまま掲載するには多くの労力と費用を要するが、その意義はきわめて大きい。その他、日本の法情報の英語による海外発信も企画するが、当面は知財を中心に実施する。各機関単位での著書の刊行等にも可能な限り支援を行い、研究成果の公表に努める。機関誌には若手研究者、民間研究者および外国人研究者等にも広く執筆の機会を与える。また、ホームページによる意見発表を行い、この分野における独立系シンクタンクとしての存在を示していく。メールマガジンを刊行し、研究所の様々な情報を定期的に提供し、日本の重要なシンクタンクとしての活動をアピールしていく。

9. 研究教育拠点形成活動実績

目的の達成状況

1) 世界最高水準の研究教育拠点形成計画全体の目的達成度

中間評価での高い評価を踏まえ、さらにそこでの指摘事項も十分にクリアし、拠点形成目的は十分に達成したと考えている。

法分野横断的な法理論の創造 日々の研究交流を通じて多くの学問的知見を有するに至っている。欧米の企業法制、金融資本市場法制が歴史的な経緯から、市民社会と調和する法制を模索してきており、単に制定法の条文を比較した日本の法制度論がきわめて未熟なものであるとの認識を共有するに至っている。そしてそうした認識を背景に企業法制、金融・資本市場法制に関する具体的な制度論を積極的に展開してきた(後述)。非西欧国家日本が、資本市場という取扱困難な事象と一体の企業法制を展望するに際して、西欧の社会の本質に遡る真に学問的な研究を行ない、この分野で経験不足の日本が知恵と論理で問題を克服し、アジアに貢献しようという研究は、優に世界水準の研究たりうるとの強い自信と感触を有するに至っている。理論研究面での成果は枚挙に遑がないが、例えば、個人のための絶対的所有と公共空間での所有のあり方への認識が単純な株主所有者観への反省を促していること、ミッション実現組織としての会社の真っ当な構成員としての労働者概念が新しい労働法と会社法のあり方を創造しうる視点であること、商的色彩ある民法の認識と商事法との一体化、保護法益を市場機構の確保に置いた場合のプロセス重視の刑事法の認識、法人概念の憲法学的再考察、等々である。企業法制と資本市場法制といった喫緊の課題にこそ基礎理論や基礎概念の検証が必要であるとの認識は欧米の制度に対する深い認識を可能にする。他方で、こうした理論研究は、企業・市場・市民社会を正面から捉えた各法分野固有の理論展開に大きく貢献してきている。民法・刑事法・労働法等々それ自体の理論の発展が相当程度約束されつつある。知財については、知財アジア判例英文データベースの構築は掲載判例が1300件を超えるに至っており、世界の共有財産として高い評価を受けている。また、企業統治に関する経済企画による実証分析はM&Aの決定要因とその役割の分析、20世紀データベースの構築とその利用による成果にも結びついている。

成果の公表 機関誌「企業法制と法創造」は全14巻に及び、高い評価を得ている。若手研究者にとっても格好の成果公表の場となっている。第1巻「法創造に

向けて」第2巻「知的財産法制研究」第3巻「シンポジウム」第4巻「研究成果の中間報告」第5巻「基礎法と企業」第6巻「変容する企業社会と労働法」第7巻「知的財産法制研究II」第8巻「企業と人権」第9巻「内部統制」第10巻「ヨーロッパと日本」第11巻「企業活動と刑事法」第12巻「環境と法」第13巻「企業法制の将来と英国型企業買収規制」第14巻「知的財産法制研究」。さらに21世紀COEの成果の全体を集約する叢書全8巻シリーズ「企業社会の変容と法創造」が逐次刊行中である(日本評論社)。また各企画がCOE活動の成果として個別に刊行したのもきわめて多い。

具体的な政策提言 NIRAとの共同研究会「法と市場と市民社会のあり方に関する研究会」はこれに関連する四つのCOEの代表が参加する研究会であるが、我々のCOEの発想に基づくものであり、上村が座長を務めた。その成果は、「包括的・横断的市場法制のグランドデザイン」(全3冊 - NIRA刊行)に集約され、金融商品取引法の制定に大きな影響を与えた。その後、「金融サービス市場法制のグランドデザイン」(上村 = 神田 = 犬飼共編著、東洋経済新報社)「日本版オンブズマンへの構想」(犬飼 = 田中共編著Lexis-Nexisジャパン)と相次いで出版された著書も、COEとの共同研究であり、具体的な制度論の展開に強い影響を与えている。日本取締役協会の金融資本市場委員会が公表した「公開会社要綱11案」は資本市場と一体の株式会社法制のモデルを提示するものであり、COEの研究成果そのものである。自民党・民主党ともに強い関心を有するに至っている。さらに欧州型ルールに範を取った早稲田版企業買収ルールが2008年1月のシンポジウムで、本拠点の渡辺宏之准教授による報告として提案され、日本版テイクオーバー・パネルの提案と併せて、アメリカ一点張りだった日本の議論に対して、有力な対案の提示となっている。同報告も、本拠点での二回にわたる日欧シンポジウム、シティパネル副総裁のヒントン氏との二日間にわたるセミナーの成果をふまえたものであり、関係者の強い関心を呼んでいる。中間評価の指摘に応えた研究成果が、具体的な制度論の展開という形でなされている。

内外機関との連携 中国の最高立法機関である全人代常務委員会法制工作委员会、中国の証券規制機関である中国証券監督管理委員会(CSRC)と東京証券取引所の三者協定による研究交流を通じて、中国の立法作業への貢献してきた。中国会社法、証券法、独禁法、水質汚染法、保険法等の制定・改正への貢献は中国側から高い評価と信頼を得るに至っている。その他、NIRA(総合研究開発機構)、内閣府(経済社会総合研究所

との協力の下、国内主要企業約3,000社に対し、日本初の「企業の社会的責任・コンプライアンス等に関するアンケート調査」を実施（刑事法による国内外横断的研究はCOEが窓口となっている）、知財研究所・最高裁判所・アジア諸国の司法機関、マックスプランク研究所（知財）等々、RIETI、LBS、Oxford等との経営・経済分野による日常的交流もある。

2) 人材育成面での成果と拠点形成への寄与

法理論創造のための多彩な活動に若手研究者が様々な形で中心的な役割を担うことは、すでに確立した理論を伝授するのとはまったく異なる研究活動であり、若手研究者の人材育成の点でもっとも重要な点と考える。他の分野とは異なり、法科大学院の重視により東大・京大でも修士課程を廃止し、法科大学院出身者が後期課程に進めばよいという発想が席卷することで、**若手研究者育成の危機**が叫ばれる法学分野において、本拠点が大学院法学研究科と共働して若手研究者育成に真剣に取り組んできたことの意義は、特筆すべき点と自負している。若手研究者はRAとして、各企画の事務担当者として現実の企画の実施運営に携わるのはもとよりのこと、研究活動の中核を担ってきた。

COE研究活動の5年間において採用された55名のRA及び助手のうち大学に就職した者31名という数字は、現に後期課程に在籍している者を除くと非常に良好な就職状況であり、若手研究者の育成が十分に成果を上げていることが窺われる。特に、中国からの留学生の中には、早稲田で学位を取得し、北京の著名大学に就職する例も見られるに至っている。COEが中国最高レベルの立法機関（全人代常務委員会法制工作委员会）、中国証券監督管理委員会（CSRC）と日常的に交流していることは、彼らの誇りである。

法学研究科における過去五年間の博士学位取得者の総数は25名であり、この数字は多いとは言えないが、過去の実績に比べると決して少なくない数である。法学研究科の学位授与基準は現に大幅に緩和されており、課程博士を比較的緩やかに求めている方向が確認されている。

3) 研究活動面での新たな分野の創成や、学術的知見等

1) で示した多くの具体的な立法提言は新たな法理論創造を踏まえたものであるが、それとは別に個別法分野に関する知見としては、法・法思想の分野では、企業と人権や人権の私人間効力の問題につき掘り下げた研究がなされた。民法の研究会では民法学が商法以上に企業と市場に関する多くの問題に直面し苦悩してきた状況を知り、また日中韓を中心とした共通民事法が

構想された。労働法との交流では投資ファンドが会社法制・労働法制にもたらす影響について本格的な検討を行った。基礎法との研究交流では、例えば入会権をめぐる小繋事件が、公共空間で問うたのと同じ問題が村上ファンド事件でも問われたといった興味深い認識が得られ、私的所有の対象にならないコモンズないし社会的共通資本概念と合わせて、金融資本市場、公開会社法と基礎法との共同研究の意義が強く意識された。また、大がかりなコンプライアンス等に関する実態調査を踏まえて、刑事法の見地からの企業法制アプローチの意義が確認された。

4) 事業推進担当者相互の有機的連携

本拠点の研究は20の研究企画が、三つの共通のキーワードを十分に意識しながら各分野の諸問題を研究するということに最大の特徴がある。本拠点の多くの研究会には設置母体の一つである商学研究科だけでなく、学内の他学部、他研究科の教員・院生等の参加を呼んでおり、日常的にきわめて多数の研究企画が同時進行的に推進されている。分野横断的な研究が本拠点の生命線であることから、研究者相互間の連携は非常に高まっている。他方で、問題意識の共有は拠点リーダーやCOE准教授たちが、こまめに研究会に出席することで担保している。

5) 国際競争力ある大学づくりへの貢献度

本拠点の数多くの研究企画による多彩な研究会・シンポジウム等は、多くの場合海外の著名研究機関、立法機関、証券監督機関等との協定ないし連携に基づいて実施されており、また設立50周年を数え、日本で独特の地位を有する比較法研究所が蓄積してきた海外との交流経験を生かしながらなされてきたという点でも、恵まれた研究環境を最大に活用している。知財のアジア英文判例データベースは世界中から頼られる存在であり、こうした事業を通じてアジア諸国との格別の信頼関係も構築されている。また、中国のこの分野の具体的な立法作業に貢献してきたことも中国側からのきわめて高い評価を得るに至っている。数回実施された日欧シンポジウムは多くの具体的な成果を生んでおり、全体として強い国際競争力を有するに至っている。

6) 国内外に向けた情報発信

サブプライムローン問題やブルドックソース事件等の重要な社会的問題に直ちに反応して緊急シンポジウムや問題提起型シンポジウムを開催することで、マスコミによる世論形成に対する牽制機能を果たしてきた。講演会・シンポジウムも多数開催され、本拠点における国際シンポジウムの開催数は最終的に57回、国内シ

ンポジウムも60回に及んだ。これらの活動のうち重要なものは機関誌に生のまま掲載された。本拠点の基本的な活動実績である機関誌および21世紀COEの研究成果の全体を集約する叢書全8巻シリーズ「企業社会の変容と法創造」については前述した。さらに情報発信として、HPを設け、和文英文ともに充実したものとなっている。メールマガジンも毎月発行され、その登録者も8000人を超えており、ホームページによる最新情報発信に対するアクセスは一日500件を超える。アクセス延べ時間数はきわめて長時間に及ぶ。知財英文ニュースレターも刊行している。

7) 拠点形成費等補助金の使途について（拠点形成のため効果的に使用されたか）

法分野横断的なオープン多数の研究会等に自由に参加し、RAとして研究企画を支えること自体の人材育成面での意義は、本拠点にとってはきわめて重要な特色である。専任准教授1名、専任助手4名、21世紀COE特別研究員1名、客員教授4名（非常勤）、博士課程在籍の学生の中から20名のRAを採用した。奨励研究費は、本学助手、RA、博士課程学生、オーバードクターを対象に支給した。若手研究者による海外研究調査旅費として奨励研究費を支給した。COEの研究企画の趣旨に合致する個人研究を奨励するため、RA、博士課程学生、オーバードクター、本学助手を対象に公募した。こうした奨励研究費の支給は、RA、博士課程学生その他の若手研究者に対して大きな刺激を与え、研究意欲を飛躍的に高めることに貢献している。本拠点は、他大学の研究者240名を含むきわめて多くの人々により連続的研究活動によって支えられており、いわば人海戦術と言えるほどに小さな活動の多数の集積によって担われている。旅費などが多く使われているのはそうした活発な活動の表れである。補助金は全体としてきわめて有意義に使用されたと考えている。

今後の展望

仮にグローバルCOEが採択されたならば、今後とも基礎理論の創造と具体的制度論の展開に十分に意を用いて、研究活動をさらに活発化させていき、日本の法制度論展開の中核としての地位をより高めていく。既に公表している具体的な制度論は、現実化に向かって動きつつあり、COE研究の成果が実際に試される時期に、それに相応しい研究活動を行っていききたい。かかる観点から、拠点のシンクタンク機能の充実・強化をさらに図り、真に客観的で学問的な信頼に足る存在としての社会的地位を確立させていききたい。この分野の世論形成は学問的な根拠なしに一方に流れる傾向がある

ため、早稲田大学建学の精神である学の独立を十分に発揮していける分野であると考えている。

外国法制を100年以上にわたって学び続けてきた近代日本が、欧米の法制の総合的な意義を本質にさかのぼって研究することで、欧米の制度を世界でもっとも客観的な目でかつ本質的に理解する国という立場を追求し、とかく歴史と経験に頼りがちで、失敗するときには取り返しのつかないような事態が生じうる欧米の発想の弱点をも理解し、日本のこの分野での学問水準の高さをアピールし、その故にアジア諸国の法制度論にとってもっとも頼りになる国としての地位を追求していく。また、比較法研究所とタイアップして英文による日本の法情報発信基地としての機能を追求する。国際的な波紋を呼ぶような事件や問題についても日本の立場を堂々と主張する研究所としての役割を果たす。さらに、西欧の法意識調査を実施し、彼らが長年にわたって培ってきた社会の規範意識等、現実機能する規範の意義を探求することも、実現させていきたい。

その他（世界的な研究教育拠点の形成が学内外に与えた影響度）

日本の法律学の世界で世界的な研究拠点としての地位とは、次の点にある。日本は外国法を謙虚に学ぶことを一貫して行ってきた民族であり、しかも非西欧国家にあって現地語で西欧の社会科学を消化し、独自の学問発展を行ってきたという、希有な民族である。市民法の分野では日本は相当の経験を踏んできている。そうした日本が、人間の関係をとすれば大きく損なう可能性を秘める、「法人」と「市場」という取り扱い困難な難物に直面してわずかという段階にある。こうした状況に立ち向かうために、欧米の制度の本質に遡った比較法研究を本格的に行い、欧米の失敗の経験を繰り返さないために、知恵と論理と学問に頼って、西欧を消化した日本の普遍性のある理論モデルを構築し、問題を先取りする経験と論理によってアジアに貢献しようという姿勢こそが真に世界的な研究拠点としての意義を有すると信ずる。そうした日本の法律学の水準の高さおよび学問に対する真摯な姿勢は、外国との研究交流の際に、現実賞賛の対象となってきた。日本は単に資本市場が強ければよいというような目標を掲げてはならず、**真に人間の息吹が感じられる成熟市民社会に適合的な企業、金融・資本市場法制**を模索していく必要がある。そうした観点から今後も研究活動を国際的なスケールで実施することにより、西欧を消化した法モデルのアジアでの高度な展開という理想が世界的に理解されるものと信じている。

21世紀COEプログラム 平成15年度採択拠点事業結果報告書

機 関 名	早稲田大学	拠点番号	123
拠点のプログラム名称	企業社会の変容と法システムの創造 - 企業・金融資本市場の再構築とアジアの挑戦 -		
1. 研究活動実績	<p>この拠点形成計画に関連した主な発表論文名・著書名【公表】</p> <p>・事業推進担当者（拠点リーダーを含む）が事業実施期間中に既に発表したこの拠点形成計画に関連した主な論文等〔著書、公刊論文、学術雑誌、その他当該プログラムにおいて公刊したもの〕</p> <p>・本拠点形成計画の成果で、ディスカッション・ペーパー、Web等の形式で公開されているものなど速報性のあるもの</p> <p>著者名（全員）、論文名、著書名、学会誌名、巻(号)、最初と最後の頁、発表年（西暦）の順に記入</p> <p>波下線（_____）：拠点からコピーが提出されている論文</p> <p>下線（_____）：拠点を形成する専攻等に所属し、拠点の研究活動に参加している博士課程後期学生</p> <p>上村達男 「金融商品取引法 - 目的規定の意義を中心に」『法律のひろば』59巻11号（2006年11月） 「村上ファンドはなぜ挫折したのか」『世界』755号 岩波書店（2006年8月） 共著 上村達男・金児昭『株式会社はどこへいくのか』日本経済新聞出版社（2007年） 共編著 森淳二郎・上村達男『会社法における主要論点の評価』中央経済社（2006年12月） 共編著 上村達男・神田秀樹・犬飼重仁『金融サービス市場法制のグランドデザイン』東洋経済（2007年）</p> <p>高林 龍 「特許法の要件事実論からの分析」『法曹時報』59巻1号 1 - 31頁（2007年） 「発明の要旨認定における明細書参酌の要否」『韓国特許庁30周年記念論文集2号』637 - 658頁（2007年） 監訳 高林龍（監訳）、安藤和弘・今村哲也訳『アメリカ著作権法とその実務』雄松堂（2004年） 編著 『ライセンス契約』ビジネス法務大系 巻日本評論社（2007年） 編著 『知財年報2007』商事法務別冊NBL120号（2007年）</p> <p>木棚照一 「アジアにおける知的財産法の展開 WTO/TRIPs成立とその影響」今泉信也編『国際ルール形成と開発途上国』アジア経済研究所 83 - 116頁（2007年） 「知的財産紛争の準拠法決定原則 - 日本法の視点から」『季刊 企業と法創造』11号 162 - 174頁（2007年） 「知的財産侵害訴訟における準拠法 - 知的財産の種類による準拠法の異同などに関する立法問題を中心に」『季刊 企業と法創造』7号 91 - 100頁（2006年） 「世界貿易組織成立后日本知識産権法的発展」『環球法律評論』27巻6号 中国社会科学院法学研究所 743 - 751頁（2005年） 共編著 松井芳郎・木棚照一・薬師寺公夫他編『グローバル化する世界と法の課題 平和・人権・経済を手がかりに』東信堂（2006年）</p> <p>宮島 洋 「近年の租税・税制論および税制改革の展開とその背景」『財政と公共政策』28巻2号 78 - 94頁 京都大学財政研究会（2006年10月） 「租税政策の諸問題と執行面の課題」『税経通信』61巻12号 17 - 26頁 税務経理協会（2006年9月） 「グローバル経済下の日本の社会保障改革」『財政研究：グローバル化と現代財政の課題』有斐閣（2005年） 「Pension Reform as a Political Football」Japan Echo、32（1）（2005年） 「Reform of Social Security Swing into Motion」Japan Economic Currents、57（2005年）</p> <p>宮島英昭 「日本型取締役会の多角的進化」神田秀樹他編『企業統治の多様化と展望』金融財政事情研究会（2006年5月） 「状態依存ガバナンスの進化と変容」伊藤秀史編『リーディングス日本の企業システム2』有斐閣（2005年） Japan's Banking Crisis: An Event Study Perspective, Journal of Banking and Finance, vol.31, pp. 2866-2885, 2007 (with Yishay Yafeh) The Comparative Features and Economic Role of Mergers and Acquisitions in Japan, RIETI Discussion Paper Series 07-E-056, 2007 共編 Corporate Governance in Japan: Institutional Change and Organizational Diversity, Oxford University Press, 2007 (with M. Aoki, G. Jackson).</p> <p>加古宜士 「国際競争力を高める企業会計制度」会計情報 第360号（2006年8月） 「会計基準のコンバージェンスに向けて（意見書）」金融庁企業会計審議会（2006年7月） 「新公益法人会計基準の特徴と課題」『企業会計』57（2）（2005年） 「改正公益法人会計基準が目指すもの」『公益法人』34（1）（2005年） 『会計基準の国際統合 - わが国の制度的対応 - 』中央経済社（2007年2月）</p> <p>鎌田 薫 「『二重譲渡』の法的構成」内田貴=大村敦志・編『民法の争点(新・法律学の争点シリーズ1)』ジュリスト増刊 有斐閣95 - 98頁（2007年9月） 「ドナーの安全性確保 4 .法律問題」特別増刊号『造血幹細胞移植のすべて』血液・腫瘍科 科学評論社 55 sup.5 299 - 302頁（2007年8月） 「各倒産手続と（動産）先取特権」櫻井孝一=加藤哲夫=西口元・編『倒産処理法制の理論と実務』別冊金融・商事判例 経済法研究会196 - 199頁（2006年8月） 「立法学の意義と内容」大森政輔=鎌田薫・編『立法学講義』3 - 17頁 商事法務（2006年5月） 「ライセンス契約の対抗と公示」(財)知的財産研究所・編『知的財産ライセンス契約の保護 - ライセンサーの破産の場合を中心に』241 - 265頁 知的財産研究所/雄松堂出版（2004年11月）</p>		

内田勝一

- 「民法・戸籍法・不動産登記法」『判例タイムズ』1204号 4頁 判例タイムズ社
- 「平成17年度重要判例解説」『臨増ジュリスト』1313号 有斐閣（2006年6月）
- 「賃借権の承継」『民事法 債権各論』日本評論社（2005年）
- 「民法判例レビュー」『判例タイムズ』1166（2005年）
- 「都市居住推進手法としての定期借地制度」『都市問題研究』（2005年）

宮澤節生

- 「プロブレムブック 法曹の倫理と責任 第2版」塚原英治・宮川光治・宮澤節生（編著）現代人文社（2007年3月）
- 「政策志向の現代型訴訟の現状と司法制度改革継続の必要性」『法社会学』63（2005年）
- 「今次司法改革における『市民のための司法改革』論の軌跡」『法律時報』77（8）（2005年）
- 『法曹の倫理と責任（補訂版）（上）（下）』現代人文社（2005年）

島田陽一

- 「今後の労働時間法制のあり方」『労働法律旬報』1641号 16 - 26頁 旬報社（2007年2月）
- 「企業組織再編と労働関係 労働法学の立場から」『ジュリスト』1326号 170 - 175頁 有斐閣（2007年1月）108
- 「ホワイトカラー労働者と労基法41条2号」『季刊労働法』214号 30 - 38頁 労働開発研究会（2006年9月）
- 「情報と労働法」『日本労働法学会誌』105（2005年）
- “Working Hour Schemes for White-Collar” Japan Labor Review1;4巻(2004年9月)

大塚直

- 「論点講座環境法の新展開（10）予防原則・予防的アプローチ補論」『法学教室』313号 67 - 76頁 有斐閣（2006年）
- 「論点講座環境法の新展開（11）「持続可能な発展」概念」『法学教室』315号 67 - 76頁 有斐閣（2006年）
- 「環境訴訟における要件事実」大塚直・手塚一郎共著 企画委員代表：伊藤滋夫『要件事実の現在を考える』商事法務（2006年）
- 「EUの排出枠取引制度とわが国の課題」『ジュリスト』1296（2005年）
- 「京都議定書発効と温暖化対策 - 特集にあたって」『ジュリスト』1296（2005年）

戒能通厚

- 「司法改革と法律家論 - あるアメリカの法律家、民科法律部会」『法の科学』36号（特別増刊号）177 - 183頁 日本評論社（2006年6月）
- 「総論-法整備支援と市場経済化」共著『法整備支援と市場経済化（土地と利用）科学研究費研究成果報告書』第3巻 7 - 28頁 名古屋大学法政国際教育研究センター（2006年3月）
- 「学際的協働を求めて」共著『法整備支援と市場経済化（土地と利用）科学研究費研究成果報告書別冊』1 - 201頁 名古屋大学法政国際教育研究センター（2006年6月）
- 「人権法の適用と「現代的」エクイティの生成」『比較法研究』（2005年）
- 「比較法学に関する若干の問題」『比較法研究』66（2005年）

戸波江二

- パネルディスカッション「二一世紀の安全と自由--犯罪の有効な未然防止のための規制の可能性」『警察政策』8号 警察政策学会（2006年）
- 「被害者の人権のための人権論からのアプローチ」『被害者学研究』15（2005年）
- 「憲法学からみた社会権の権利性」『国際人権』16（2005年）
- 「憲法裁判の発展と日本の違憲審査制の問題点」ドイツ憲法判例研究会編『憲法裁判の国際的発展』（信山社）37 - 60頁（2004年）
- Koji Tonami, Die Entwicklung der Verfassungsgerichtsbarkeit und die Probleme der richterlichen Prüfungsbefugnis über die Verfassungsmässigkeit in Japan, Christian Starck (Hrsg.), Fortschritte der erfassungsgerichtsbarkeit in der Welt - Teil , Nomos Verlag 2004, S. 15-33.

浦川道太郎

- 「住宅売買において迷惑行為をする隣人の存在を告げなかった売主及び仲介業者の説明義務違反」『私法判例リマークス（法律時報別冊）』33号 4頁 日本評論社
- 「東大輸血梅毒事件」『医事法判例百選（別冊ジュリスト183号）』2頁 有斐閣
- 「使用者責任と共同不法行為責任」椿寿夫ほか編『関連でみる民法II』8頁 日本評論社
- 「日本における法科大学院教育」『全北大学法科大学シンポジウム報告集』
- 「スポーツ産業振興のための法的課題：日本」The Journal of Sports and Law、6
- 「ドイツ法における交通事故慰謝料」『交通法研究』有斐閣

加藤哲夫

- 「再建型倒産手続の概要」櫻井孝一ほか編『倒産処理法制の理論と実務』18 - 21頁 経済法令研究会（2006年）
- 「新破産法における保全処分等」ジュリスト 有斐閣 1273号19頁～26頁（2004年8月）
- 「他の手続の中止命令・包括的禁止命令」『判例タイムズ臨時増刊 新会社更生法の理論と実務』（2004年）
- 『破産法』弘文堂（2006年）
- 『企業倒産処理法制の基本的諸相』成文堂（2007年）

田口守一

- 「事実認定の多元性」『刑事法ジャーナル』4号 2 - 9頁 イウス出版（2006年）
- 「改正刑訴法と当事者処分権主義」『研修』692号 3 - 10頁 誌友会研修編集部（2006年）
- 「刑事弁護の機能と本質・分科会の趣旨」『刑法雑誌』44（3）（2005年）
- 「日本的陪審制度 - 『裁判員』『制度』『法律活用』（2005年第4期）
- 「刑事免責による証言強制 - ロッキード事件」『ジュリスト刑事訴訟法判例百選（第8版）』（2005年）

近江幸治

- 「日本抵押権実行制度的最新修改」『中日民商法研究』第4巻 153 - 163頁 北京・法律出版社
- 「商業性包租契約問題在日本的新動向」『中日民商法研究』第5巻 135 - 155頁 北京・法律出版社
- 「物権法」『中国・北京大学出版社』（中国語版）
- 『民法講義 債権総論〔第3版〕』成文堂
- 『民法講義 担保物権〔第2版〕』成文堂

尾崎安央

- 「監査役監査基準の改定」月刊監査役491号 34 - 43頁、492号 42 - 55頁（2004年）109

国際会議等の開催状況【公表】

(事業実施期間中に開催した主な国際会議等の開催時期・場所、会議等の名称、参加人数(うち外国人参加者数)、主な招待講演者(3名程度))

日欧シンポジウム「ヨーロッパと日本 - 企業・資本市場・市民社会の現在と未来」

2005/11/04,11/05 早稲田大学国際会議場 参加者151人

Prof. Paul Davies (London School of Economics)

Dr. Joel Simon (Director of Legal Affairs, MEDEF)

Prof. Heilbert Hirte (Hamburg Univ.)

企業犯罪国際シンポジウム「企業の法的責任とコンプライアンス・プログラム」

2005/11/12 早稲田大学国際会議場 参加者220人

Prof. Dr. Ulrich Sieber (Director at the Max Planck Institute for Foreign and International Criminal Law, Germany)

Mr. Daniel Plaine (Attorney, United States)

Dr. Albrecht Schaefer (Attorney, Germany)

早稲田大学・ペンシルヴァニア大学共同シンポジウム「アメリカ・ヨーロッパ・中国・日本の会社法制とコーポレート・ガバナンス」

2006/3/11 早稲田大学西早稲田キャンパス27号館小野梓記念講堂 参加者72人

Prof. Michael Knoll (Univ. of Pennsylvania)

Prof. Jacques deLisle (Univ. of Pennsylvania)

国際知財シンポジウム「知的財産保護の到達点 保護強化の明と暗」

2006/12/15 日本教育会館・一ツ橋ホール 参加者200人

Prof. Rochelle Drefuss (NYU)

Prof. Jane Ginsburg (Columbia Univ.)

Prof. Peter Meier-Beck (German Supreme Court, Univ. of Dusseldorf)

成熟市民社会英国の企業買収ルールを徹底的に学ぶセミナー

- 英国テイクオーバーパネル副総裁 ノエル・ヒントン氏に学ぶ -

2007/03/13, 3/14 早稲田大学8号館 参加者77人

Noel Hinton (Deputy Director General, the Panel on Takeovers and Mergers, UK)

小田博(ロンドン大学教授)

IPエンフォースメントinアジアPartII

2007/11/24 早稲田大学国際会議場 参加者180人

謝銘洋 (Shieh Ming-Yang、国立台湾大学教授)

Mieke Komar Kantaatmadja (インドネシア裁判所判事)

郭禾 (Guo He、人民大学教授)

ロシア法の現状とロシア商事裁判所の役割～ロシア法研究セミナー

2007/11/26 早稲田大学西早稲田キャンパス8号館 参加者30人

Anton Ivanov (Chief Justice of the Supreme Arbitrage Court of the Russian Federation)

小田博(ロンドン大学教授)

International Conference on Business History Mergers and Acquisitions in the Long-Term Perspective

2008/01/26,1/27 早稲田大学国際会議場 参加者70人

Leslie Hannah, EHESS (France) and London School of Economics (UK)

Bram Bouwens, Utrecht University (Netherlands)

Matthias Kipping, York University (Canada)

2. 教育活動実績【公表】

博士課程等若手研究者の人材育成プログラムなど特色ある教育取組等についての、各取組の対象（選抜するものであればその方法を含む）、実施時期、具体的内容

法分野横断的なオープン多数の研究会等に自由に参加し、RAとして研究企画を支えること自体の人材育成面での意義は、本拠点にとってはきわめて重要な特色である。専任助手4名、21世紀COE特別研究員1名、客員教授4名（非常勤）、博士課程在籍の学生の中から20名のRAを採用した。選考は企画責任者による推薦書、被推薦者による研究企画運営面での貢献と研究計画を記した計画書に基づき、承認した。計画書の評価に応じて支給額に差を設けている。

奨励研究費は、本学助手、RA、博士課程学生、オーバードクターを対象に支給した。若手研究者による海外研究調査旅費として奨励研究費を支給した。COEの研究企画の趣旨に合致する個人研究を奨励するため、RA、博士課程学生、オーバードクター、本学助手を対象に公募した。その概要（調査タイトル、調査地）は以下の通りである。

美術の著作物の保護（オーストラリア・ニュージーランド）

イギリス・フランスにおける著作権集中管理制度（イギリス・フランス）

統一商事法典に見るドイツ法の諸要素 - 適切な保証を求める権利を素材として（アメリカ）

シンガポール信託義務法とアジアの視点からの比較法研究の新たなアプローチ（シンガポール）

イタリアにおける雇用差別の理論 - 平等（差別禁止）理念による市場あるいは労使自治への介入の妥当性（イタリア）

意匠の保護（イギリス・ドイツ）

証券取引所の国際的統合と証券取引規制の交錯 - OMXを中核とした北欧多国間取引所連合の試み - （スウェーデン）

英米における株式会社法制・企業買収ファンド法制（イギリス）

こうした奨励研究費の支給は、RA、博士課程学生その他の若手研究者に対して大きな刺激を与え、研究意欲を飛躍的に高めることに貢献している。近時、若手研究者の就職状況も相当に良好になっているが、それにはCOEでの活動が大きく貢献しているものと考えている。

RA、事務担当者として各研究会の実施に携わる若手研究者は、研究会ごとに研究会議事録の提出を求められるが、さらに年間の研究成果報告書の提出を求められ、各研究会ごとに、企業と市場という共通テーマを掲げたことの意義 他研究部門の研究者との学問交流の意義と具体的な知見 他大学の研究者の参加状況と研究交流の意義 博士課程学生等若手研究者の関与の状況と若手研究者にとっての意義 その他の研究活動で得られた成果等、を具体的に記載した報告書の提出を求められる。こうした作業を通じて、若手研究者の問題意識は磨かれ、研究会等に真剣に参加することの強い動機付けとなっている。

なお、本拠点の数多くの研究企画による多彩な研究会・シンポジウム等は原則としてオープンにしているため、学内外の研究者は自由に希望の研究会に参加することができる。地方の大学に就職した若手研究者も学外研究員として定期的に研究会に参加し、実績のある学外研究員との交流を通じて新たな研究上の知見を獲得している。その成果は本拠点の機関誌、早稲田大学の紀要、各大学の紀要等に公表され、本拠点の研究活動は日本全国の各大学における研究活動に一定の影響を与え、日本のこの分野における人材育成に広く貢献している。またこうした本拠点の研究活動は、日本の縦割りの学会のあり方にも一定の影響を与え、それぞれの学会において、分野横断的な研究に弾みをつける役割を果たしつつある。さらに多くの国際シンポジウムの実施は、日本の制度論の現状と課題を海外に知らしめ、日本の立場の特殊性を踏まえた国際交流を促している。さらに、研究面での成果を定期的に企業人に提供し、研究交流を行なうための企画も実施した。

21世紀COEプログラム委員会における事後評価結果

(総括評価)

設定された目的は十分達成された

(コメント)

拠点形成計画全体については、多くの国際シンポジウム、研究会などの開催、中国を中心としたアジアの立法立案機関などとの交流、知財アジア判例英文データベースの構築と公開、機関誌『企業と法創造』の刊行、毎月のメールマガジンの発行など、活発な研究活動と国内外を通じた情報発信が展開し、国際的な拡がりをもった活動をしており、「企業と市場と市民社会」を共有する法分野横断的な研究を推進し、日本の法の総合力を高めるとの目的は十分達成されたと評価できる。

人材育成面については、博士課程に多くの学生を受け入れるとともに、若手研究者養成のために様々な対応を行っており、一定の成果はあがっているが、課程博士号の授与状況はいまだ十分とは言えない。

研究活動面については、拠点形成目的にかなった積極的な研究活動により、比較法的視野も含め、新しい展開が深化しつつあり、大きな成果をあげていると評価できる。

補助事業終了後の持続的展開については、研究拠点である「企業法制と法創造総合研究所」のシンクタンクの役割を有する方向での継続的发展、及び「知財アジア判例英文データベース」の継続が、大学の社会的責任として意識されているようであり、十分に期待できる。